

「ご近所応援定期“エール”」規定

1. (自動継続)

- (1) ご近所応援定期“エール”(以下「この預金」といいます。)は、通帳(または証書表面)記載の満期日に前回と同一の期間の定期預金に自動的に継続します。継続された預金についても同様とします。
- (2) この預金の継続後の利率は、継続日におけるスーパー定期1年ものの利率とします。ただし、継続日以降に来店し、書替継続手续をする場合は書替継続日のこの預金の利率とします。
- (3) 継続を停止するときは、満期日(継続したときはその満期日)までにその旨を申出てください。この申出があったときは、この定期預金は満期日以後に支払います。

2. (利息)

- (1) この預金の利息は、預入日(継続をしたときはその継続日。以下、本項および次項において同じです。)から満期日の前日までの日数(以下「約定期間」といいます。)および通帳(または証書表面)記載の利率(継続後の預金については第1条第2項の利率。以下これらを「約定利率」といいます。)によって計算し、満期日に支払います。
- (2) この預金の利息は満期日に指定口座へ入金します。
- (3) 継続を停止した場合のこの預金の利息(中間払利息を除きます。)は、満期日以後にこの預金とともに支払います。なお、満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数および解約日または書替継続日における普通預金の利率により計算します。
- (4) この預金を定期預金共通規定第6条第1項により満期日前に解約する場合および定期預金共通規定第4条または第6条第3項により解約する場合には、その利息(以下「期限前解約利息」といいます。)は、預入日(継続をしたときは最後の継続日。以下同じです。)から解約日の前日までの日数(以下「預入期間」といいます。)および次の預入期間に応じた利率(小数点第4位以下は切捨てます。ただし、計算した利率が普通預金利率を下回るときは、普通預金利率とします。)によって計算し、この預金とともに支払います。

A 6か月未満	解約日における普通預金の利率
B 6か月以上1年未満	約定利率 × 50%
- (5) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

3. (規定の適用)

この規定に定めのない事項については、自動継続自由金利型定期預金(M型)(スーパー定期)規定により取扱います。

以上

【2020年7月1日現在】